

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 1 - 2 3	令和5年度 第1回すみだ女性センター運営委員会		
開催日時	令和5年5月24日(水)午前9時40分から午前10時40分まで			
開催場所	すみだ女性センター			
出席者数	【委員】 13人 内田 淳 大石 あつ子 国松 てるみ 小西 純也 坂根 慶子 志波 洋子 杉山 敦志 高林 マリ子 武市 海里 西澤 直子 (欠席：眞能 貴代)(50音順・敬称略) 人権同和・男女共同参画課長 人権同和・男女共同参画課男女共同参画主査 すみだ女性センター館長 【事務局】 総務部長 すみだ女性センター職員			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
	非公開(傍聴できない)			
議 題	1 令和4年度すみだ女性センター事業実績報告 2 令和5年度すみだ女性センター事業等進捗状況及び今後の予定 3 各協力委員会活動報告 4 すみだ女性センターの愛称等について 5 男女共同参画担当からの報告 6 その他			
配付資料	資料1 『すずかけに集う 2023』令和4年度すみだ女性センター事業実績報告 資料2 令和5年度すみだ女性センター事業等進捗状況及び今後の予定 資料3 各協力委員会活動報告 資料4 すみだ女性センターの愛称等について(案)及び募集要項			
会議概要	1 開会 館長から会議の公開と議事録作成のための録音について了解を求め、了承された。 2 職員及び運営委員紹介 3 委員長選出 4 議事(司会：委員長) (1) 令和4年度すみだ女性センター事業実績報告 館長：説明 資料1 『すずかけに集う 2023』 【主な意見、質疑等】 ・墨田区学校支援ネットワーク事業の冊子に「デートDV予防啓発講座」が掲載されている。実施可能校は2校までとなっているが、制限はなくなるのか。 (事務局)本事業の実施は、「年度内の上限を3校まで」と記載させていただいている。従前どおり、上限に変更はない。 (2) 令和5年度すみだ女性センター事業等進捗状況及び今後の予定 館長：説明 資料2 【主な意見、質疑等】 ・すずかけ大学は対面とオンライン2通りでの実施とのことであるが、オンライン配信を録画して後から視聴できないのか。			

	<p>(事務局) 現在、動画の録画はしていない。録画をして配信することは予定していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すすかけ大学のオンラインによる受講希望者は、定員は20名と制限しているが、制限を設ける理由はあるのか。 <p>(事務局) すすかけ大学は男女共同参画に関するテーマの講座で開催し、オンライン受講者は、Zoom会議システムを使って講師との対話ができることを想定しているため、制限を設けた。</p> <p>(3) 各協力委員会活動報告 各協力委員会の委員長から資料3を用いて報告。 【主な意見、質疑等】 特になし</p> <p>(4) すみだ女性センターの愛称等について 館長：説明 資料4 資料4「愛称選定に係るスケジュールについて」中の愛称名の募集期間は、9月30日(土)・10月1日(日)開催予定の「すみだまつり・こどもまつり」に人権同和・男女共同参画課が今年度は参加しないため、令和5年9月11日(月)～9月24日(日)までの2週間としたいことを説明した。 【主な意見、質疑等】 「愛称募集要項」の主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 募集要項には「応募数は1人につき1点でお願いします。」と明記してあるが、配布資料の「直接投票用紙(案)」には明記がない。紙ベースで「応募数は1人につき1点でお願いします」を明記したほうがよい。 ・ 「直接投票用紙(案)」のお名前等の記載欄に、ペンネームを記入した場合は、「本名をご記入ください」などと明記したほうが良い。 <p>(5) 男女共同参画担当からの報告 男女共同参画担当主査から、墨田区男女共同参画推進プラン(第5次)の概要を説明後、以下の3点を報告した。 「墨田区男女共同参画に関する調査」と「女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査」の結果報告 墨田区男女共同参画推進プラン(第6次)の策定作業について 「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」施行記念講演会開催について</p> <p>(6) その他報告事項等 令和4・5年度期墨田区男女共同参画推進委員会について、志波委員がすみだ女性センター代表として引き続き選任されることが、承認された。</p> <p>5 部長挨拶 6 閉会 館長より次回の運営委員会は、10月下旬頃に開催予定と説明した。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">会議の概要は以上である。</p>
所 管 課	総務部 人権同和・男女共同参画課 すみだ女性センター (電話 5608 - 1771)